



時秋葉三ノ五五號

大正十一年三月七日

大阪府知事

印

松崎

和

日新大臣 床次 竹二郎 殿
 逓信大臣 加藤 友三郎 殿
 警視總監 岡喜七郎 殿
 京知 神奈川、愛知、兵庫
 廣島、福岡、各府縣知事 殿
 大阪地方裁判所 檢事正 殿

藤永田造船所第三工場

職工勤務規則（第一號）

藤永田造船所、組織改革に伴い、
 中々少少勤務規則、非アル旨、
 敷津村所、今所第三工場、閉鎖

海のそとをまたぐ切ったのである……然し然し俺達には
 口平ふだまて居らんぞ……俺達は最ふ我慢が出来な
 い。たおい兄弟よ……しかりしろ。大なる覚悟をしろ。
 俺達の行年をさえざる奴等は全部俺達の刀に……
 押のけてしまえ

（縦四寸二分横六寸二分 騰寫版刷）原文ママ